

Ⅲ－５－４ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

景観形成重点地域：河川景観保全地域 北上川・雫石川・中津川3河川合流点

基本方針		3河川合流点は、本市の中心部にあり広大な空間的広がり特徴で、新幹線車上からの眺望により、まちの姿を印象付ける場所ともなっていることから、河川の空間的広がり都市の整序感を大切に景観形成を目指します。
届出対象行為		Ⅲ－９ 届出対象行為及び特定届出対象行為の別表による。
指針	位置	・建築物、工作物及び屋外広告物（以下「建築物等」という。）の位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材については、河川景観と調和したものとする。 ・建築物等の配置は、河川敷へのアクセス感に配慮したゆとりを確保すること。 ・河川沿いの建築物の壁面の位置は、河川に対して、一定の整序感が創出されるよう配慮すること。 ・建築物の内部から河川や山並みの眺めを活用出来るように工夫すること。
	高さ	・河川の対岸から見たときに、建築物等が河川の景観に対し圧迫感を与えないよう、対岸から見たときの仰角による建築物等の高さ及び河川に面する側の建築物の配置、形態、意匠並びに色彩等について配慮すること。 ・北上川右岸で新幹線沿いに近接する土地の利用は至近景となることから、出来る限り大規模な建築物等の計画を避け、又は屋上工作物や塔屋等、建築物の屋上の形態及び意匠に十分な配慮をすること。
	形態・意匠	・河川や河川沿いの道路に面する建築物等は、河川に対して正面性を意識した形態及び意匠とし、河川景観と一体感のある景観に配慮すること。 ・建築物等の最上部の形態であり、市街地のスカイラインを構成する屋上工作物、塔屋等については、まち並みの連続性や山並みを切らないように留意すること。 ・橋のたもとに面する建築物については、前面に空地を設け、1、2階を低層とし、かつ閉鎖的とならない形態意匠とする等、橋のたもとに対して圧迫感を与えないよう配慮すること。
	色彩	・色彩は、水辺の景観にふさわしいものとする。 ・屋根は、無彩色等落ち着いた色調とすること。
	素材	・屋根及び外壁は、自然素材を使用する等、河川景観と調和する素材に配慮すること。
	緑化	・敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 ・河川沿いの建築敷地内の植栽は、樹種、樹木の数、大きさを考慮し、ベンチ等と一体として構成するよう配慮すること。 ・河川と建築物等の間には、樹木を配する等、やわらかく連続するよう配慮すること。
	建築設備	・河川に面したバルコニー等にクーラーの室外機や給湯器等を設ける場合は、露出しないように柵等により遮蔽修景を行うこと。
	屋外広告物	・河川合流点及び周辺の河岸においては、出来る限り屋上広告物の設置を避けること。
勧告基準	高さ	・河川の対岸から見た時の圧迫感を軽減するため、建築物等の各部分の高さは、河川の対岸の標高に河川の対岸から建築物等の各部分までの水平距離に仰角20度（$\tan 20^\circ = 0.3639$）を乗じた数値及び1.5m（人の目線の平均的高さ）を加えた数値から建築物等の計画敷地の標高を減じた数値以下とすること。
	色彩	・屋根及び外壁の基調となる色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。 ・建築物の色彩は、周辺の環境と調和した落ち着いた色調とすること。
	建築設備	・屋上に設置する建築設備等の機器類は、周囲から見て露出しないように遮蔽修景を行うこと。
備考	※各形成地域及び各形成重点地域が重なる区域については、上記基準に各形成地域及び各形成重点地域の基準を付加する。	